

姫路両親間の人身保護法

これでいいのか裁判官

「非常識裁判官こんなにいる」（二〇〇〇年12月8日号）には、数多くの反響が寄せられた。その中に、離婚訴訟で親権を争っている父親からの手紙があった。

『長男が裁判官に殺されようとしています。子供の基本的人権を守るべき裁判官が、家裁の判断をそのまま引き継ぎたいがために、多くの客観証拠を無視し、子

「子供たちは今、い『だいとこにいるんですか!』——これじゃまるで暗黙裁判じゃないか!」——。一月二十九日、神戸地裁姫路支部の一號法廷は、父親や傍聴人の悲痛な叫び声で、一時、騒然となつた。泥沼化する離婚裁判のなか、仮処分を破つた父親に『奪回』された一人の子供たち。彼らを待つていた裁判所が強行したことは……。

供たちの現状をいつさい調査しようとしません。六歳まで健康だった長男は今や精神的な異常をきたし、三年間、義務教育もほとんど受けっていないのです。

兵庫県のAさん(45)は、九〇年に結婚二人の男子(現在九歳と六歳)をもうけたが、四年前に妻と別居。同じころに離婚調停が始まつたが不調に終わり、現在も訴訟継続中だ。

妻は「夫から度重なる激しい暴力を受けた」と主張。夫のAさんは、一度だけ暴力を振るつたことは認めたものの、「度重なる暴力は妻の捏造」と反論していたが、裁判所は妻の言い分を認め、子供たちの監護者は母親が適当と判断。九八年には「所在探索等禁止」つまり、父親は子供に近づくな、といつて絶叫を繰り返す、変わり果てた子供を助けるため

ジャーナリスト 柳原三佳

日、Aさんは仮処分を破つて強硬手段に出る。当時間東地方に母親と住んでいた二人の子供を『奪回』して、妹のいる米国に渡つたのである。子供を精神科医に診察してもらうことが目的だった。Aさんは語る。

「今回、私が法律違反をして居以来、自宅に閉じこもつて絶叫を繰り返す、変わ

には、これしか方法がなかつた。妻は子供の現在の障害を生まれつきのものだと主張していますが、私は一刻も早く専門医に見せ、元通りの元気な子供にしてやりたかったです」

突然子供を奪われた妻は、警察に捜索願を出した。そして子供たちが夫に連れ去られたことを知ると、今年一月五日、「(夫の)拘束には明らかな違法性がある」として、人身保護法に基づく子供の引き渡しを求める訴えを起こしたのだった。

人身保護法は、「基本的人権を保障する日本国憲法の精神に従い、国民をして、

右上は神戸地裁姫路支

より、迅速、且つ、容易に回復せしめること」を目的とした法律で、通常より迅速な処理が求められている。「一人の子供を連れて出頭せよ」という命令を受けたAさんは結局、米国での治療を一時的に打ち切り、子供を帰国させて裁判所に出頭することを約束した。

Aさんが出頭したのは二月二十九日午後二時。しかし、その日、神戸地裁姫路支部一号法廷の傍聴席で目の当たりにしたのは、異常な出来事だった――。

二時二分、Aさんとともに

書記官 尾塙先生、やはり子供さんはここではなんですから、別室へ。国選代理人も同席しますので。尾弊弁護士 国選代理人見書きを書いておられるので、断ります。

子供はバーックに
手を添えるとき
一時三十七分、ようやく妻と代理人が入廷。その直後、横田勝年、三木昌之、柴田誠の三名の裁判官も相次いで入廷。開廷が大幅に遅れた理由については一言の説明もないまま、Aさんと妻への尋問が始まつた。

達書類は、すべて妻の現住所に転送されていたのだ)
三時三十七分、裁判長が、「混乱を避けるために、先に請求者（妻）に退廷してもらいます」と言つて、妻と代理人を退廷させる。

法廷内には、イヤホンを耳につけ、外部と交信していると思われる男性二名が法廷内の動きをつぶさに監視している。さらに驚くことに、Aさんの父が法廷から出ようとしたが、ドアが

五分後、裁判官は閉廷を宣言。結局子供たちは、一度も法廷に顔を見せることなく消えてしまった――。

これがこの日の裁判の一
部始終である。実は当日、
子供たちは裁判所で母親に
引き渡されるとき、二人と
も激しく抵抗し、「父ちゃん
のところへ行く!」「父ちゃん
に聞いてくる」とパニック
状態に陥っていたという。
少しの間、別の部屋で遊

上記当事者間の人身保護請求事件について、当裁判所は、人身保護法10条1項の規定に基づき、請求者に、及び被請求者にいつでも原状に立ち戻す旨の命令を出します。

文
1 結婚東京へ及び間もなく飯に製造し、静岡県に引き渡す。
2 精査者は、結婚東京へ及び間もなく精査者の静岡住居または他の方において鑑定すること。
平成13年1月29日
精査者名

方において競争すること。
平成13年1月29日
持戸地方裁判所経理部
裁判員調査官 個 田 朋 年
裁判員育 三 水 稲 之
裁判員育 九 田 輝

美少女表紙モデルを募集します

『卒業生、たちが女優、歌手、アナウンサーなどさまざまな世界で活躍している週刊朝日の「表紙モデル」が復活します。今年は表紙カメラマンの1人、久留幸子さんが撮り下ろしたあなたの写真が、2001年夏の本誌表紙を飾ります。

ふるってご応募ください。

【応募資格】 4月1日現在で、中学生以上、19歳までの女性

【応募書類】 A4判の紙2枚を用意し、1枚に氏名、生年月日、学年・職業、住所、電話番号（自宅と携帯、実家など確実に連絡が取れるように）、身長、体重、スリーサイズ、靴のサイズを記載。別の1枚に自己PRを書き込んでください。また、最近撮影した写真2枚（顔のアップと全身）を同封してください

【締め切り】 3月31日必着

【あて先】 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

週刊朝日編集部

「表紙モデル」係



書類選考の結果は、通過した方だけに電話で連絡いたします。面接は4月中旬に朝日新聞東京本社で行い、5月に撮影予定。面接と撮影にかかる交通費、宿泊費は当方で負担します。なお、応募書類、写真は返却いたしません。

週刊朝日編集部 ☎03-5541-8767

んでいようね』
という偽りの言葉で説得された子供たちにとっては、何が起っているのか理解できなかつたに違いない。
そして十日後の二月八日。

今回の人身保護請求事件で、被拘束者（二人の子供）を直ちに釈放し、請求者（母親）に引き渡す、という判決が下った。Aさんは即日、

最高裁に上告。同時に、三名の裁判官の忌避を申し立てたが却下されたため、即日、最高裁に抗告した。

Aさんの代理人を務める尾塙弁護士は、今回の裁判所の引き渡し手続きを、こう批判する。

「中世の暗黒裁判を思わせる、恐ろしいものでした。裁判所は一時預かりという

最高裁判官の忌避を申し立てたが却下されたため、即日、最高裁に抗告した。

『両親間の争いで人身保護法の規定を使うべきではない』というのが、平成五年來の最高裁判所の考え方です。被拘束者の人権が明らかに侵害されている場合は別ですが、本件の場合は、父親が子供たちに深い愛情で接していたことは裁判官も認めているのだから、子供は生まれつきの障害ではないという米国の医師の診断結果を調べるなど、子供にと

り入りしたり、裁判所が法廷のドアを閉めてしまうことなど考えられません』

また、最高裁判例にも違反していると指摘する。

『両親間の争いで人身保護

法の規定を使うべきではない』というのが、平成五年來の最高裁判所の考え方です。

『夫の暴力』『子供の障害』『子供の福祉』などをめぐら対立し、泥沼化している。

はたしてどちらの主張が正しかかはわからない。も

ちろん、仮処分を破つて子供を連れ出したAさんは非

難されるべきだろう。しか

し、子供にウソをついてま

で引き渡しを強行した裁判官の行為は正しかったのか。

こうした姫路支部の執行

方法について、神戸地裁は

つて何が幸福かをもつとじつくり検討すべきでした。裁判所が預かるという運用が、結果的には、形式的に弱い子供たちにしわ寄せがきた。裁判所は彼らの悲痛な泣き叫びを聞いて、どう感じたのでしょうか？

一方の妻側。代理人は取材拒否。妻も当初は取材に応じてくれたが、最終的にはコメントを出さなかった。ともども、この事件は、そのことだった。

両親の離婚調停が発端だった。裁判は今も続いている。「夫の暴力」「子供の障害」「子供の福祉」などをめぐら対立し、泥沼化している。

はたしてどちらの主張が正しかかはわからない。もちろん、仮処分を破つて子供を連れ出したAさんは非難されるべきだろう。しかし、子供にウソをついてまで引き渡しを強行した裁判官の行為は正しかったのか。

離婚訴訟の判決は、二月二十八日に言い渡される。

こうコメントした。

「裁判所に出頭した子供を裁

判所が預かるという運用

は、法的には認められている。

そういう考え方によると、

仮処分が出されたことによ

つて裁判所が監護権を行使

し、請求者に子供を引き渡

すのは適法と考えられる」

しかし、ウソをついて子供を預かったことについて

は、明確に答えなかつた。

また、法廷を封鎖したことについては全面否定。

「ドアに鍵をかけたり、押さえたりした事実はない」

Aさんは、離婚裁判、そ

して今回引渡しにもかかわった裁判官を近く国家賠償で訴える予定だという。

「裁判官はこの二年間、數

十回の申し入れにもかかわらず、子供を実査しようとした。これは明らかに国家公務員法違反です。

私は子供の基本的人権を守るために、裁判官のあり方を

問うていくつもりです」

離婚訴訟の判決は、二月